

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(人事課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正(第一条関係)
- 1 単身赴任手当の支給に関する規則に基づく知事の権限に属する事務を課長専決事項とすることとした。
- 2 湖沼水質保全特別措置法に基づく知事の権限に属する事務のうち、鉱山保安法等の規定による措置を採るべきことの要請等に関する事務を部長専決事項とすることとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正(第二条関係)

- 1 単身赴任手当の支給に関する規則に基づく知事の権限に属する事務を地方機関の長に委任することとした。
  - 2 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例等に基づく知事の権限に属する事務を県税事務所長に委任することとした。
  - 3 湖沼水質保全特別措置法に基づく知事の権限に属する事務のうち、湖沼特定事業場に係る計画変更命令等に関する事務を保健所長に委任することとした。
  - 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成二年四月一日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十五号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二課長共通専決事項の欄中第十号の二を第十号の三とし、第十号の次に次の一号を加える。

十の二 職員の単身赴任手当に係る確認及び決定

別表第三財政課の項課長専決事項の欄第一号(一)中「第十三条」を「第十二条」に改め、同号(二)中「第十五条」を「第十四条」に改める。

別表第三稅務課の項部長専決事項の欄中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とする。

別表第三文化国際課の項課長専決事項の欄第一号(二)中「第六条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に、「第九条第三項」を「第九条第四項」に、「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に改め、同号(六)中「又は第二項」及び「合冊又は」を削り、同欄第二号中「一般旅券についての事務の委任に関する政令(昭和四十五年政令第二百八十二号)」を「旅券法施行令(平成元年政令第二百二十二号)」に改める。

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄第二号(一)及び(二)中「公共用水域」の下に「及び地下水」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条第二項の規定による鉱山保安法等の規定による措置を採るべきことの要請

(二) 第二十八条第一項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等

別表第三管理課の項部長専決事項の欄第七号(三)中「第二十七条の二又は第二十七条の四」を「第二十七条の二十三又は第二十七条の二十八」に改め、同号(四)中「第二十七条の七」を「第二十七条の三十四」に改め、同項課長専決事項の欄第九号(三)中「建設大臣」を「国土地理院の長」に改める。

別表第三河川課の項部長専決事項の欄第一号中「掲げるもの」の下に「(砂防利水課の分掌事務に係るものを除く。以下河川課の項において同じ。)」を加え、同号(四)を(三)とし、(四)から(五)までを七ずつ繰り下げ、(五)を(四)とし、(六)の次に次のように加える。

(四) 第四十七条第一項の規定によるダムの操作規程の承認

(五) 第四十七条第二項の規定によるダムの操作規程についての関係

県知事の意見の聴取

(六) 第四十七条第四項の規定によるダムの操作規程の変更の命令

(七) 第五十二条の規定によるダムを設置する者に対する洪水調節の

指示

(八) 第五十三条第三項の規定による渇水時における水利使用の調整についての協議が成立しない場合のあつせん又は調停

別表第三河川課の項部長専決事項の欄第一号(四)を(三)とし、(三)から(四)までを二ずつ繰り下げ、(四)の次に次のように加える。

(三) 第三十条第一項の規定による工作物の新築又は改築の工事の完成検査(地方機関等決裁規則別表第二土木事務所長の項第二十五号(七)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。)

第三十条第二項の規定による工作物の一部の使用の承認（地方機関等決裁規則別表第二土木事務所長の項第二十五号イの規定により土木事務所長に委任された事務を除く。）

別表第三砂防利水課の項部長専決事項の欄第四号中「掲げるもの」の下に「（砂防利水課の分掌事務に係るものに限る。以下砂防利水課の項において同じ。）」を加え、同号（中）「（砂防利水課の分掌事務に係るものに限る。以下砂防利水課の項において同じ。）」を削り、同号四を次のように改める。

（四）第三十条の規定による工作物の新築又は改築の工事の完成検査及び当該工作物の一部の使用の承認

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正）

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の表第四号中「事務長」を「事務部長」に改める。

別表第一中第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 課員の単身赴任手当に係る確認及び決定

別表第二大阪事務所長の項の次に次のように加える。

<p>鳥取県事務所長</p>	<p>一 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第二十一号）に基づく知事の権限に属する事務</p>
<p>二 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十五号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	

三 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第三号）に基づく知事の権限に属する事務

別表第二中部県税事務所長の項第一号（中）中「第六条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に、「第九条第三項」を「第九条第四項」に、「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に改め、同号（中）「又は第二項」及び「合冊又は」を削る。

別表第二西部県税事務所長の項第一号（中）中「第六条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に、「第九条第三項」を「第九条第四項」に、「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に改め、同号（中）「又は第二項」及び「合冊又は」を削る。

別表第二保健所長の項第六十二号（中）中「第十条第二項」の下に「（第十八条の十三において準用する場合を含む。）」を加え、同号（イ）及び（ロ）中「第十八条の五」を「第十八条の十三」に改め、同号（イ）から（ロ）までの規定中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同号（ロ）を（イ）とし、（ロ）の次に次のように加える。

（ロ）第十八条の六第一項又は第三項の規定による特定粉じん発生施設

（イ）第十八条の七第一項の規定による特定粉じん発生施設となつた際の届出の受理

（ロ）第十八条の八の規定による特定粉じん発生施設に関する計画の変更等の命令

（イ）第十八条の十一の規定による特定粉じん発生施設の構造等の改

善等の命令

別表第二保健所長の項第六十二号の二を次のように改める。

六十二の二 大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年<sup>厚生省</sup>通商産業省<sup>省</sup>令第

一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の規定によるばい煙発生施設の設置等の届出に係る受理書の交付

(二) 第十三条の三の規定による特定粉じん発生施設の設置等の届出に係る受理書の交付

別表第二保健所長の項第六十三号(中)「第十三条第一項」の下に「又は第十三条の二第一項」を加え、同号中(内)を(二)とし、(内)の次に次のように加える。

(内) 第十四条の二第一項の規定による事故の状況等の届出の受理

(ロ) 第十四条の二第二項の規定による応急の措置の命令

別表第二保健所長の項第六十三号の二の次に次の一号を加える。

六十三の三 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条の規定による汚水等の処理の方法の改善等の命令

(二) 第十条の規定による汚水等の処理の方法の改善等の命令

(三) 第十四条の規定によるみなし特定施設となつた際の届出の受理

等

(四) 第十五条の規定による指定施設の設置の届出の受理

(五) 第十六条の規定による指定施設となつた際の届出の受理

(六) 第十七条の規定による指定施設の構造等の変更の届出又は指定

施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理

(七) 第十八条第二項の規定による指定施設に係る地位の承継の届出の受理

(八) 第二十条第一項又は第二項(第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による指定施設の構造等の改善の勧告又は命令

(九) 第二十一条第一項(第二十二条において準用する場合を含む。)

の規定による指定施設の状況等の報告の要求及び指定施設を設置している場所への立入検査

(ロ) 第二十四条の規定による指導、助言及び勧告

別表第二八頭地方農林振興局長の項を削る。

別表第二土木事務所長の項第一号中「鳥取空港建設事業、」を削る。

別表第二鳥取空港建設事務所長の項を削る。

別表第五土木事務所長の項中「鳥取空港建設事業並びに」を削る。

別表第五鳥取空港建設事務所長の項を削る。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。